

省エネ基準適合の認定申請等手数料

区分			金額 (円)	
建築物	評価方法	床面積の合計		
非住宅	標準入力法等	300平方メートル未満	259,000	
		300平方メートル以上	324,500	
		1,000平方メートル未満	418,900	
		1,000平方メートル以上	597,700	
		2,000平方メートル未満	736,200	
		2,000平方メートル以上	870,100	
		5,000平方メートル未満	992,600	
		5,000平方メートル以上	1,237,700	
		10,000平方メートル未満	99,200	
		10,000平方メートル以上	126,300	
	モデル建物法	1,000平方メートル未満	166,200	
		1,000平方メートル以上	269,000	
		2,000平方メートル未満	351,100	
		2,000平方メートル以上	421,900	
		5,000平方メートル未満	495,000	
		5,000平方メートル以上	641,100	
		10,000平方メートル未満	11,000	
		10,000平方メートル以上	19,000	
		25,000平方メートル未満	30,700	
		25,000平方メートル以上	91,600	
	登録住宅性能評価機関等※1が消費性能基準に適合すると認められるもの 又は 適合判定通知書等※2により消費性能基準に適合することが確認できるもの	5,000平方メートル未満	144,900	
		5,000平方メートル以上	182,900	
		10,000平方メートル未満	228,600	
		10,000平方メートル以上	319,900	
		200平方メートル未満	39,100	
		200平方メートル以上	43,700	
		仕様基準等※4	200平方メートル未満	20,100
			200平方メートル以上	21,600
一戸建ての住宅		登録住宅性能評価機関等※1が消費性能基準に適合すると認められるもの 又は 建設住宅性能評価書※3により消費性能基準に適合することが確認できるもの		5,600

省エネ基準適合の認定申請等手数料

区分			金額 (円)	
建築物	評価方法	床面積の合計		
共同住宅等 (共同住宅、 長屋その他の 一戸建ての住 宅以外の住宅)	性能基準	300平方メートル未満	78,700	
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	131,200	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	223,300	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	319,900	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	629,700	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	1,113,700	
		50,000平方メートル以上	2,046,600	
		300平方メートル未満	37,600	
	仕様基準等※4	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	65,000	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	117,500	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	177,600	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	326,000	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	551,300	
		50,000平方メートル以上	966,800	
		300平方メートル未満	11,000	
		登録住宅性能 評価機関等※1 が消費性能基準 に適合すると認め たもの 又は 建設住宅性能 評価書※3により 消費性能基準に 適合することが確 認できるもの	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	23,100
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満		51,300	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満		91,600	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満		147,200	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満		222,500	
	50,000平方メートル以上		337,400	
	複合建築物 (非住宅部分と住宅部分を有する建築物)			非住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額とを足し合わせた金額

※1 「登録住宅性能評価機関等」とは、次に掲げる場合の区分に応じて定める者をいいます。

- ・非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- ・一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関
- ・複合建築物に係る認定等の場合
登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

※2 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいいます。

- ・法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項に規定する検査済証(以下このページにおいて「検査済証」という。)
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及び検査済証
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第四十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知に係る書面及び検査済証

※3 「建設住宅性能評価書」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書をいいます。

※4 「仕様基準等」とは、次に掲げる基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいいます。

- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(3)及び同号ロ(3)の基準
- ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号ロ(2)の基準